

株券電子化に伴う特別口座開設等に関する公告

平成 20 年 11 月 11 日

株主および登録株式質権者の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

当社は、平成 20 年 8 月 14 日開催の取締役会決議により、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）」（以下、「決済合理化法」といいます）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）において、当社が発行する株式を株式会社証券保管振替機構（以下、「証券保管振替機構」といいます）が取り扱うことに同意しました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき、下記事項を公告いたします。

記

1. 特別口座を開設する口座管理機関（注 1）（注 2）

当社が、決済合理化法附則第 8 条第 4 項前段に基づき、同法施行日において証券保管振替機構に株券が預託されていない株主および登録株式質権者（以下、「通知対象株主等」といいます）のために口座（特別口座）開設の申出をし、特別口座を開設する口座管理機関の名称および住所は、次のとおりです。

名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社
住 所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

2. 特別口座に関する証券保管振替機構への通知

当社は、証券保管振替機構に対し、決済合理化法の施行日後、遅滞なく、通知対象株主等について、同法附則第 8 条第 5 項に定める事項（開設した特別口座、および当該口座への当社株式の記載または記録を行うための所定の事項）を通知します。

以上

（注 1） 「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構に株券が預託されていない株式について、株主の権利を確保するために、発行会社（当社）が口座管理機関と契約を締結して株主名簿上の株主名義で開設する口座をいいます。

（注 2） 通知対象株主等以外の、証券保管振替機構に株券を預託している株主および登録株式質権者の皆様については、決済合理化法附則第 7 条の定めにより、同法の施行日において、お取引の証券会社等の口座に当社株式が記載または記録されるため、特別口座は開設されません。